

災害時応急対策業務(測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討、調査・点検、用地測量等)

	質問日	質問事項	回 答
1	R2.9.9	複数の区分に申請を行う場合、区分ごとに申請書を提出する事になりますがその場合の配置予定技術者は各区分に必要な資格及び業務実績があれば同一人物でもよろしいでしょうか。ご教示をお願い致します。	配置予定技術者に必要な要件を満たしていれば、同一人物でも可能です。
2	R2.9.9	協定の締結区分(2)への申請を検討しております。 申請の段階より、本社(関東地方整備局の一般競争参加資格有)から支店へ委任させていただきたいのですが、委任状を申請書とともに提出させていただくことは可能でしょうか。 本店、支店ともに関東地方整備局管内に所在し、地理的条件は満たしております。	地理的条件を満たしていれば、委任状を申請書とともに提出することは可能です。
3	R2.9.9	公告9ページにございます2)添付資料についてC)土木関係建設コンサルタントの場合・「支店、営業所」に常駐(常に1名以上在住)している技術者の経歴書(複数可) ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」の駐在していることを証明する書類(営業所の組織体制表(職責、氏名が確認できること)に契約者の確認印を押印したもの)。 とありますが、ここでいう「支店、営業所」とは災害協定を締結する山梨支店を指すのでしょうか。 または東京支店など弊社の社員であることが証明できればよろしいでしょうか。	様式-3は区分毎に応じた地理的条件を満たしているかを確認するためのものです。 このため、支店、営業所の場合は様式-3に記載した支店、営業所に常駐している技術者の経歴書の添付をお願いします(配置予定担当技術者でなくて可)。 なお、災害協定の締結は様式-3に記載した業務拠点と違って構いません。例)様式-3に本社を記載し、契約締結は支店等(ただし、区分毎に応じた地理的条件を満たしていること)。